

# 今月の視点

## 日本の公的医療保険は撒き餌か？

常任理事 萬 忠雄

萩市沖の日本海では、本マグロが釣れる。マグロを寄せるため、釣り師は 100～200kg のオキアミを撒き餌にする。もちろん毎回マグロが釣れるわけではなく、ほとんどは瀬付きの小魚の餌となる。おかげでそれまで小さくて売り物にならなかった小魚が大きく肥り、地元の漁師さんからは喜ばれた。

最近のマスコミ報道によると日本の公的医療保険制度の隙間を突いた一部外国人の不正利用により、大切な国民の医療費が食い物にされているという。これに対し、国は有効な対策はほとんど取らず、労働者確保のため、2017 年 10 月現在約 128 万人いる外国人労働者を 2025 年までに、更に 50 万人超の受け入れを見込んでいる。まるで日本の公的医療保険を外国人労働者確保の撒き餌にしているのではと勘繰りたくなる。

外国人による公的医療保険の不正利用は、日本の健康保険制度と、住民基本台帳法の 2012 年改正による新たな在留管理制度導入の隙間を突かれたことによる。つまり、合法的である。外国人に対しての健康保険は企業で働く人（保険加入者）と加入者に扶養されている親族（国籍や居住地は問わない）が対象となる。留学生（偽留学生も含まれる）や経営者が加入する国民健康保険は、従来なら日本在留期間 1 年以上であった加入資格が、日本に 3 か月以上滞在の予定があり、かつ申請して日本の住民票があれば「加入資格あり」となってしまった。更に「高額療養費制度」を利用すると、本国では到底利用できない良質で高額な「癌の治療」、「C 型肝炎の治療」等が、常日頃から毎月医療保険料を納めている日本人と同じく、例えば医療費が月 400 万円以上かかるのが、自己負担は月数万円で受けられることになった。政府が推進している医療ツーリズムの場合は、本来、

医療ビザで入国し医療費は全額自費となるもくろみであったが、最近では検査は医療ビザを使用して入国し、病気が確定したら一端帰国。後日、日本での見かけ上の経営者となって国民健康保険証を取得し、「高額療養費制度」を利用して安く治療を受け、治療が終了すると会社を畳んで帰国してしまうとのこと。中国では「中国人が日本の保険を安く利用できる」というサイトが数多くあり、その方法を事細かく教えているらしい。さらに日本の健康保険の扶養者であれば、日本国外で出産しても、出産の証明書があれば（真偽不明でも）出産育児一時金（42 万円）が支給される。

国の実態調査では、2017 年の 1 年間におよそ 1,600 人の外国人が、国民健康保険を取得後半年以内に 80 万円以上の医療費を使用していたらしい。しかし、その中の不適切利用者の数は不明である。現時点では、医療目的での入国をチェックできる有効な方策がない。「入国後に病気になった」と自己申告すれば、日本の公的医療保険が合法的に使用できる。国は、厚生労働省保険局国民健康保険課長が平成 29 年 12 月 27 日に、保国発 1227 第 1 号にて「在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度の試行的運用について」を発出し、市町村国保が注意をするよう告示した。しかし本来は、この問題の有効な対策と解決方法は国レベルの話である。制度、法律、運用方法をしっかり見直すべきである。この件に関しては国も日本医師会も対応に遅れ（むしろ放置に近い）がみられ、外国人労働者を呼ぶための撒き餌の一つに、公的医療制度を利用しているかに思える。痩せるのはわれわれ日本人の大切な医療保険財源であり、肥るのは目端の利いたずる賢い一部の外国人である。

保 国 発 1227 第 1 号  
平成 29 年 12 月 27 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長  
（公 印 省 略）

在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度の試行的運用について

国民健康保険制度の円滑な実施に当たっては、平素より格段のご協力、ご尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

今般、法務省と連携し、身分や活動目的を偽って、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に日本に在留し（以下「偽装滞在」という。）、国民健康保険に加入して高額な医療サービスを受ける在留外国人（以下「在留外国人不適正事案」という。）に関する通知制度を試行的に創設することとし、その事務の取扱い等について下記のとおりまとめました。

都道府県におかれては、下記の内容について御了知の上、貴管内市町村に周知するとともに、その円滑な運用につき御配慮願います。

なお、本件については法務省と調整済みであることを申し添えます。

## 記

### 1. 経過と新たな仕組みの概要

本年 3 月、都道府県及び市町村の御協力の下、「在留外国人の国民健康保険の給付状況等に関する調査について」（平成 29 年 3 月 13 日付け保医発 0313 第 1 号保険局国民健康保険課長通知。以下「全国調査通知」という。）により、在留外国人不適正事案の実態把握を行ったところ、その蓋然性があると考えられる事例は、ほぼ確認されなかった。

しかし、公費や被保険者全体の相互扶助により運営する国民健康保険制度において、極少数であっても、偽装滞在により国民健康保険に加入して高額な医療サービスを受ける事例が存在することは不適切であることから、より一層、適正な資格管理に努める必要がある。

そこで、今般、法務省と連携し、外国人被保険者が偽装滞在している可能性が高いと考えられる場合には、市町村が当該外国人被保険者を当該市町村所管の地方入国管理局へ通知し、当該通知を受けた地方入国管理局は必要に応じて当該外国人被保険者の在留資格を取り消し、当該取り消した事実を市町村に情報提供する等の新たな仕組みを試行的に創設することとする。

## 2. 具体的な事務手順

(1) 市町村は、外国人被保険者が資格取得から1年以内に国民健康保険限度額適用認定証の交付申請を行った場合（その他高額な医療を受ける蓋然性が高いと市町村が判断した場合）に当該外国人被保険者について以下の情報等の聞取りを行う、又は資料等から確認する。

- ① 住所
- ② 在留資格
- ③ 在留期間
- ④ 資格取得年月日
- ⑤ 資格取得事由
- ⑥ 就労状況
- ⑦ 就学状況

(2) (1) による聞取り又は確認を行った結果、外国人被保険者が在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合（以下に掲げる場合等）には、速やかに当該市町村所管の地方入国管理局（局ごとの連絡窓口は別添2を参照）に偽装滞在の可能性がある旨を提出資料や面接記録等の関係資料とともに、別添1の連絡票で通知する。

なお、当該通知の際には、各市町村が定める個人情報の保護に関する条例等に基づき、個人情報の適正な取扱いが確保されるべく措置を講じる必要がある。

- (例) ・入国管理局に提出された書類が偽造だと判明した。
- ・同一の住所に別世帯の多数の外国人が住民登録している。
  - ・在留資格が「留学」であるにも関わらず通学している様子がない。
  - ・在留資格が「技術・人文知識・国際業務」、「技能」等であるにも関わらず就労している様子がない又は単純作業（アルバイト等）に従事している様子である。
  - ・在留資格が「経営・管理」の経営者であるにも関わらず給与所得を得ている様子である又は税申告がある。
  - ・在留資格が「経営・管理」の経営者であるにも関わらず経営するとされる会社が事業運営していないことが判明した。
  - ・在留資格が「家族滞在」、「日本人の配偶者等」等であるにも関わらず家族と別

居している様子である。

- ・在留資格が「家族滞在」、「日本人の配偶者等」等である者が配偶者と離婚又は死別していることが判明した。

(3) (2)の連絡票で通知を受けた地方入国管理局は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づく偽装滞在者に係る事実の調査を行う等により、在留資格取消事由に該当している疑いがある場合は在留資格取消手続を開始し、在留資格取消事由に該当していると判断した場合には在留資格の取消しを行う。

(4) 地方入国管理局は、市町村から(2)の連絡票により通知のあった事案について、(3)による事実の調査等の結果を連絡票の地方入国管理局記入欄に記入の上、当該市町村に回答する（連絡票で通知を受けた日から3か月以内にできる限り速やかに回答する（※）こと。）。

（※）連絡票の「調査実施の有無」を「3. 調査中」で回答した場合は、調査等が完了した際、調査等の結果を連絡票の地方入国管理局記入欄に記入の上、当該市町村に再回答する。

(5) 市町村は、(4)の地方入国管理局からの回答により、在留資格が取り消された事実を把握した場合、対象者の国民健康保険の資格を職権で消除し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第65条の規定等に基づき給付費の返還請求を行う。

### 3. 管理表の作成

市町村は、2. (2)の連絡票に記載した情報と、2. (4)の回答から得た情報を別添3の様式で管理することとする。

### 4. 報告

3で管理する結果については、国民健康保険事業の実施報告にて報告することとする。詳細については後日別途通知する。

### 5. 運用期間

運用期間をまずは平成30年1月から平成30年12月までの1年間とし、以降の運用については、その施行状況等を踏まえ、後日別途通知する。